

平成29年4月12日

高松市立小学校 保護者各位

高松市小学校長会

天候異常時の対応について（変更のお知らせ）

春暖の候 保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、天候異常時の対応として、これまで气象台より出される「警報」を基準として、午前7時の時点で警報が出ている場合は「自宅待機」とし、午前9時の時点で警報が継続の場合は「臨時休業」に、解除された場合は、学校へ登校する対応を取ってきました。しかし、警報が解除されても通学路の安全確認や安全確保が困難であり、保護者がお勤めの場合、低学年児童が学校の有無を自分で判断して登校するのは難しいなど、十分に安全・安心を確保できないという課題がありました。また、警報が解除になり学校に登校しても給食が止まっているため、1、2時間授業をしてすぐに下校ということになっていました。

そこで、このような状況や課題を踏まえ、関係機関とも相談の上、本年度より下記のように変更したいと考えましたので、よろしくご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。なお、詳細につきましては各学校から出される手紙を十分ご覧いただければと思います。

記

【これまで】

- ・ 午前7時の時点で警報が出ている場合

自宅待機

- ・ 午前9時の時点で警報が継続している場合

学校は臨時休業

- ・ 午前9時までに警報が解除された場合

速やかに学校へ登校

午前中授業

給食はなし



【平成29年度より】

- ☆ 午前7時の時点で警報が出たら、

学校は臨時休業

とします。

- ※ このように、7時以降の警報解除の有無にかかわらず、**7時の時点で判断**するようにします。